

令和3年度 決算報告について

1. 協会けんぽ(医療分)の令和3年度決算見込み	1ページ
2. 令和3年度 宮城支部 収支決算について	3ページ

1. 協会けんぽ(医療分)の 令和3年度決算見込み

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

(単位:億円)

		2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収 入	保険料収入 <伸び率>	94,618	(▲1,321) <▲1.4%>	98,553	(+3,936) <4.2%>
	国庫補助等	12,739	(+626)	12,463	(▲277)
	その他	293	(▲352)	264	(▲29)
	計 <伸び率>	107,650	(▲1,047) <▲1.0%>	111,280	(+3,630) <3.4%>
支 出	保険給付費 <伸び率>	61,870	(▲1,799) <▲2.8%>	67,017	(+5,147) <8.3%>
	[医療給付費]	[55,740]	(▲1,953)	[60,598]	(+4,858)
	[現金給付費]	[6,130]	(+155)	[6,419]	(+289)
	拠出金等 <伸び率>	36,622	(+376) <1.0%>	37,138	(+515) <1.4%>
	[前期高齢者納付金]	[15,302]	(+56)	[15,541]	(+239)
	[後期高齢者支援金]	[21,320]	(+321)	[21,596]	(+276)
	[退職者給付拠出金]	[1]	(▲1)	[1]	(▲0)
	その他	2,974	(▲409)	4,134	(+1,160)
計 <伸び率>	101,467	(▲1,831) <▲1.8%>	108,289	(+6,822) <6.7%>	
単年度収支差	6,183	(+784)	2,991	(▲3,192)	
準備金残高	40,103	(+6,183)	43,094	(+2,991)	
保 険 料 率	10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)	

賃金の動向

	(万円)	
	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度
平均標準報酬月額 <被保険者1人当たり>	29.1 (▲0.0%)	29.2 (+0.6%)

医療費の動向

	(万円)	
	2020年度	2021年度
1人当たり保険給付費 <加入者1人当たり>	15.3 (▲2.9%)	16.6 (+8.2%)
(再掲) [1人当たり医療給付費]	[+13.8] (▲3.5%)	[+15.0] (+8.6%)

加入者数等の動向

	(万人)	
	2020年度	2021年度
加 入 者 数	4,030.5 (+0.1%)	4,035.1 (+0.1%)
被 保 険 者 数	2,487.7 (+0.9%)	2,511.4 (+1.0%)
扶 養 率	0.620	0.607

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

収入は 11兆 1,280億円

⇒ 被保険者数や賃金の増加等により、保険料収入が増加。前年度比は3,630億円の増加(+3.4%)となった。

- 保険料収入は3,936億円増加した。これは、
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響(以下「新型コロナの影響」という。)により保険料の納付が困難な場合に、特例として保険料の納付が猶予される制度*1によって、2020年度は保険料の一部について納付が猶予され、その後、2021年度にそれらが納付された影響や、
 - ② 被保険者数や賃金(標準報酬月額や標準賞与額の平均)が増加した影響等が主な要因。この結果、2021年度の保険料収入の伸び率は+4.2%となった。
- 国庫補助等は277億円減少した。これは、保険給付費等が対象となる国庫補助について減額特例措置*2によって減額された額が増加したためである。

*1 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)」による保険料の納付の猶予の特例。2020年1月から12月分までの保険料が対象。

*2 前年度に新たに積みあがった準備金の16.4%について、当該年度の国庫補助金から減額する措置。2020年度の国庫補助金から減額されている額は333億円、2021年度は、609億円である。

支出は 10兆8,289億円

⇒ 「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」の増加により、保険給付費が増加。前年度比は6,822億円の増加(+6.7%)となった。

- 支出の6割に相当する保険給付費(総額)は、5,147億円増加し、伸びは+8.3%となった。これは、2020年度に新型コロナの影響による加入者の受診動向の変化の影響等により「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」が▲3.5%と減少したが、その反動増等によって、「医療費」が+8.6%増加したことが主な要因。この「医療費」の伸びは、協会けんぽ発足以来最高の水準。
- 高齢者医療にかかる拠出金等(総額)は、515億円の増加にとどまった。これは、人口の年齢構成の影響により、後期高齢者の人数の伸びが一時的に鈍化することが主な要因。
なお、後期高齢者支援金は、団塊の世代が後期高齢者となり始めた後、特に2023年度以降に大幅な増加が見込まれている。
- その他の支出は、1,160億円増加した。これは、主に前年度に交付された国庫補助を精算したことに伴う国への返還金が増加したことが主な要因。

この結果、2021年度の収支差は、前年度比3,192億円減少し、2,991億円となった。

- 収支差が前年度比で減少(▲3,192億円)した要因は、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費等の支出の増加額が上回ったことによるもの。
- 今後、収入については、被保険者数の伸びが鈍化傾向にあることや、不透明さを増す経済状況等を鑑みると、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは考え難い。一方で、支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を超えて推移していることや、2023年度以降、後期高齢者支援金の更なる増加が見込まれること等も踏まえると、協会けんぽの財政は楽観を許さない状況である。
- なお、2021年度末の準備金残高は4兆3,094億円となった。この金額は、保険給付費等に要する費用の5.2ヵ月分に相当する。

2. 令和3年度 宮城支部 収支決算について

令和3年度宮城支部の収支決算（暫定版）

（百万円）

	収 入						支 出													収支差						
	保険料収入		その他収入				医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）						令和元年度の インセンティブ	令和元年度の 収支差の精算	その他支出	加算額	減算額	全国平均分	地域差分							
	一般分	債権回収以外	債権回収	(A) - (B)	医療給付費（国庫補助を除く）		年齢調整額	所得調整額	現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者 納付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）								令和元年度の 加算額	令和元年度の 減算額					
					医療給 付費 (A)	災害特例分 (B)																				
				令和元 年度の 協会手 当分 (B1)	波及 増分 (B2)																					
宮城	171,259	171,234	376	161	215	171,635	93,712	102,332	102,332			▲3,010	▲5,610	8,432	60,919	2,485	918	647	▲312	▲177	119	▲296	166,624	5,011	5,193	▲182
全国計	9,855,345	9,853,918	21,665	9,249	12,416	9,877,010	5,349,614	5,349,614	5,352,073	690	1,768	-	-	485,752	3,509,205	143,142	52,875	37,284	-	-	6,764	▲6,764	9,577,872	299,139	299,139	-

- 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
- 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A) から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
- 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
- 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号口及び並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
- 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わります。

【医療給付費等地域差分とその保険料率換算（試算）について】

- 収支差の地域差分がマイナスになる宮城支部の場合は、令和5年度の保険料率算定の際に182百万円支出に加算し、清算される（保険料率換算で+0.01%程度）。
- 令和5年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差（地域差分）を令和5年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、令和3年度の総報酬額の実績で除したものと異なる。